

琵琶湖保全再生計画フォローアップ報告書(素案)に係る滋賀県環境審議会琵琶湖総合保全部会委員からのご意見への対応状況について

整理番号	資料・該当箇所	ご意見		対応
1	琵琶湖保全再生法、計画等の見直しに係る滋賀県の基本的方針	審議会中	「水質は改善傾向にある」とされているが、北湖と南湖をまとめてこのように評価してよいか少し気になる。値がそもそも違うということと、状況が違うことがある。水質に関しては改定されないということだが、南湖を重点的に取り組むと書かなくていいか。	フォローアップ報告書p70「現行の取組にはない新たな課題とその対応」に記載のとおり、特に南湖では気候変動の影響により懸念される植物プランクトンの特異的な増殖による水質の悪化という新たな課題が確認されていることを踏まえ、改定計画へ対応を盛り込んでいきたいと考えています。
2	琵琶湖保全再生法、計画等の見直しに係る滋賀県の基本的方針	審議会中	気候変動に関する直接的な対策がないとあるが、本当にはないのかという気がしている。琵琶湖でゲリラ豪雨があったときに、水位が増した場合には洗堰で調整している。それは漁業に対する影響もかなりあるのだろうと感じている。今のところ距離があるのかもしれないが、想定されることがあれば、この琵琶湖保全再生計画改定版の中にも入れていく必要があると思っている。	フォローアップ報告書p70「現行の取組にはない新たな課題とその対応」に記載のとおり、気候変動の影響により懸念される未経験の水理・水質現象が新たな課題として確認されていることを踏まえ、改定計画へ対応を盛り込んでいきたいと考えています。
3	琵琶湖保全再生計画フォローアップ報告書(素案)全体	審議会中	マザーレイク21計画との関係であるが、琵琶湖保全再生計画は項目に分かれてしまっているため、琵琶湖全体としてよくなったのか評価する時に、乖離ができてしまう。そこをどういうふうに埋めていくかというところが見えない。マザーレイクフレームワークとして、市民の皆さんと協働する枠組みになった時に、この琵琶湖保全再生計画の中で琵琶湖が本当によくなったのかというのを見る視点というのがなかなか計画の中から見えてこないというところをどうしていけばよいか懸念しているところ。	「(仮称)マザーレイクフレームワーク」において、学識経験者や関係団体、市民の皆様と一緒に琵琶湖の状態をモニタリング、評価していく仕組みをつくる(現行のマザーレイク21計画の評価・進捗管理を行う「学術フォーラム」や「びわコミ会議」を発展的継承)ことを検討してまいります。

4	琵琶湖保全再生計画フォローアップ報告書(素案)全体	審議会後(意見照会)	それぞれの施策ごとの評価となっているが、他の施策での取り組みの中に関連する施策がある場合は、それらの項目を別枠にしても入れたほうが理解しやすいと思う。例えば、水産振興の成果が琵琶湖の生態系保全に結び付くことなど。	フォローアップ報告書の中で関連する箇所があるものについては、(p●●参照)と記入しました。
5	琵琶湖保全再生計画フォローアップ報告書(素案)全体	審議会後(意見照会)	【図表1】【図表2】【図表3】と書かれているが、図と表は別物なので、図1、表1と分けて書くべきと思う。また、複数ページに【図表1】【図表2】【図表3】の表現が出てくるので、混乱する。例えば、P3であれば、図1-1、図1-2、、、図1-9(または図1.1,図1.2、、、図1.9)と章、節の番号を入れて表記したほうが見やすいし、後から参照しやすいと思う。また図にはすべて番号付けたほうが良いと思う(例:P10-11の図には番号がない)	ご意見を踏まえて、章ごとに通しで番号を付けました。
6	琵琶湖保全再生計画フォローアップ報告書(素案)p1-p2	審議会後(意見照会)	p1-p2《改定の方向性の分類》ア、イ、ウが、改定の方向性の文の最後に書かれているのでわかりにくい。表中に新たな列(例えば、評価と改定の方向性の間)を追加し、その列にアイウを入れるとわかりやすいと思う。ブランクの行があってもそのほうがわかりやすいと思う。またアイウはp3以降の個々の施策の中には書かれておらず、p1-2でわざわざ分類した意味がわからなかった。個々の施策の項で、アイウに分けた理由と、今後どのような方向性を考えているのか、の説明が必要と思った。	ご意見を踏まえ、ア、イ、ウの表記を見やすくなるよう、「改定の方向性」の欄の一番前に移動させました。 なお、p1-p2の「改定の方向性」とその分類については、各項目の「取組の成果と課題」や「取組の評価」、「今後の取組の方向性」を踏まえ、計画本文にどのような内容を盛り込んでいくかということとその理由(ア、イ、ウ)を整理したもので、個々の施策の項目での詳細な説明までは考えていません。

7	琵琶湖保全再生計画フォローアップ報告書(素案) p25「内湖等の保全及び再生」「取組の成果と課題」	審議会中	「取組の成果と課題」に、早崎内湖に関して「琵琶湖と内湖の連続性の回復により、徐々に生態系が回復しつつある」という表現があるが、非常に曖昧な表現である。何をもちて生態系が回復したと判断されるのかという具体的な事実をもつて評価に耐えるような具体的な記述をしていただく必要がある。	ご意見を踏まえ、p25「(2)内湖等の保全および再生」の「取組の成果と課題」を以下のとおり修正します。 『早崎内湖では、 再生事業の開始以降、多くの種類の鳥類、魚類、植物が確認されるなど(p22参照) 、琵琶湖と内湖の連続性の回復により、徐々に生態系が回復しつつある。』
8	琵琶湖保全再生計画フォローアップ報告書(素案) p29「外来動植物全般の対策」 「取組の成果と課題」	審議会後 (意見照会)	「令和元年度に「滋賀県外来種リスト」を改訂した」だけでなく、県の中で閉じている印象になるので、→「令和元年度に「滋賀県外来種リスト」を改訂し、HPで公表した」のほうがよい。	ご意見のとおり修正します。
9	琵琶湖保全再生計画フォローアップ報告書(素案) 「生物多様性の保全の推進」 p41～p42	審議会中	希少種だけでなく、琵琶湖周辺の環境に生息するすべての生物をいかに減らさないかという観点が必要になる。水路の魚の行き来を確保するという点は記載があるが、それ以外の生物、それに対する連続性、生息環境の連続性というのは一切上がってきていないので、どのように考えておられるか、今後取り組まれるかということも記していただきたい。	ご意見を踏まえ、p41「(1)生物多様性の保全の推進」の「今後の取組の方向性」を以下のとおり修正します。 『 希少種等の野生生物の保護を進めるため、生息・生育地を保全・復元するとともに連続性を回復し、生息・生育環境に対する影響を低減するなどの取組を進める。 希少種をはじめとした野生生物の保護を進めるため、「生息・生育地保護区」の指定により生息・生育地を保全・復元するとともに連続性を回復し、生息・生育環境に対する影響を低減する等の取組を進める。また、「鳥獣保護区」について更新や新規指定を行い野生生物の生息・生育環境の保全に努める。」 』

10	琵琶湖保全再生計画フォローアップ報告書(素案) p22-p43	審議会後 (意見照会)	<p>p22-p43生態系の保全施策への意見として、施策の全体として、「守る」という視点での発想が弱いと感じる。施策として、琵琶湖の保全再生のために行動することは必要であるが、その一方で、何か行動を起こすことが、逆に琵琶湖の保全再生が妨げられることが起こりうることについての認識が必要ではないか？</p> <p>具体的には、野生動植物の生息状況が悪化していることは、これまで何度も認識されているわけだが、そのための施策が弱いと感じる。例えば、現行の保護区は鹿、サル、クマ等の特定動植物を保護するために設定されているが、保護の対象とする生物種をさらに増やす、あるいは生物群集を対象とした保護区の設定などを検討すべきではないか？</p> <p>施策を考える際、何か事業をすることを中心に考えがちだが、何かをしないこと、させないこともまた、保全を考えるうえでも重要であり、そのような視点で今後、保全の在り方や対象を再検討する作業が必要ではないかと思う。</p>	<p>滋賀県内において生き物調査を実施し、定期的な滋賀県版レッドデータブックの発刊等により県内の生き物の生息状況について県民が関心と理解を深め、野生動植物との共生の推進を図っているところ。また、絶滅危惧種や絶滅危機増大種の生育する場所を生息・生育地保護区へ区域指定する等の方法により、保護に取り組んでいるところであり、地域の方とともに希少な植物の保全およびハリヨやイチモンジタナゴといった希少な動物を保全する新たな制度を進めていきます。なお、今回いただいたご意見を踏まえ、p41「(1) 生物多様性の保全の推進」の「今後の取組の方向性」を以下のとおり修正します。</p> <p>『・希少種等の野生生物の保護を進めるため、生息・生育地を保全・復元するとともに連続性を回復し、生息・生育環境に対する影響を低減するなどの取組を進める。』</p> <p>・「希少種をはじめとした野生生物の保護を進めるため、「生息・生育地保護区」の指定により生息・生育地を保全・復元するとともに連続性を回復し、生息・生育環境に対する影響を低減する等の取組を進める。また、「鳥獣保護区」について更新や新規指定を行い野生生物の生息・生育環境の保全に努める。』</p>
11	琵琶湖保全再生計画フォローアップ報告書(素案) p75「多様な主体の協働と交流の推進 住民、特定非営利活動法人等への活動支援」 「取組の成果と課題」	審議会後 (意見照会)	<p>p72多様な主体の参画の成果について</p> <p>多様な主体の参画によって、これまでに具体的にどのような成果が出ているのかについて、項目ごとに明記すると、(その功罪も含め)今後の参画の在り方を考える上での参考になるのではないかと？</p>	<p>協働に関する功罪を含めた具体的な成果等については、「(仮称)マザーレイクフレームワーク」の構築に向けた検討の中で、いただいたご意見を踏まえて多様な皆様と議論しながら整理してまいります。なお、この点についてはフォローアップ報告書のp75「(1) 多様な主体の協働と交流の推進 住民、特定非営利活動法人等への活動支援」の「今後の取組の方向性」に追記します。</p> <p>『特にマザーレイク21計画の今後については、これまでの協働による具体的な成果等をふりかえりつつ、より多くの皆さんの参画を後押しする「新たな枠組み」(仮称マザーレイクフレームワーク)として再構築していく。』</p>

12	琵琶湖保全再生計画フォローアップ報告書(素案) p53-p54「琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興」	審議会後 (意見照会)	p53の産業振興で評価の仕方での関連の県内GDP等での評価もできないか数値的評価も出来ればわかりやすく焦点を絞れるのではないかと思います。	いただいたご意見については、今後、計画の進行管理等を実施していく際の参考とさせていただきます。
13	琵琶湖保全再生計画フォローアップ報告書(素案) p61-p62「琵琶湖や河川における漁業の持続的発展」	審議会後 (意見照会)	p61の持続的発展の中で漁業者の高齢化の中で該当される人々が中々IT関連の手法に慣れてない方々も多いので、内部的な支援や方策も入れていただけるように感じています。そして一般の方々と漁業者がもっとつながりができる方策も考えてはとも思います。	琵琶湖漁業ICT化事業により、漁業者の皆様への支援を行う予定であり、ご意見を踏まえ、p62「今後の取組の方向性」に以下のとおり追記します。 『・ <u>漁獲量の安定や漁業技術の継承を図るため、琵琶湖漁業のICT化を推進することで、漁業者への支援を行う。</u> 』 また、県民と漁業者の方々が、よりつながれる仕組みについては、「(仮称)マザーレイクフレームワーク」の中で具体的な方策を検討してまいります。

14	琵琶湖保全再生計画フォローアップ報告書(素案) p75「多様な主体の協働と交流の推進 住民、特定非営利活動法人等への活動支援」「取組の成果と課題」	審議会後	マザーレイクフォーラムの成果についてもう少し充実した内容にできないか。	<p>p75「(1)多様な主体の協働と交流の推進住民、特定非営利活動法人等への活動支援」の「取組の成果と課題」を以下のとおり修正しました。</p> <p>『・「マザーレイクフォーラム」の参加団体数は増加しており(平成28年度末:243団体→令和元年度末:334団体 p72参照)、<u>びわコミ会議等で構築されたネットワークから、環境分野の行政や市民団体のみならず、農林水産や土木、観光、レジャー、芸術に至る多様な分野の方々によるネットワークが構築され、そのつながりから新たな活動・事業展開がなされた事例も出てきている。また、「琵琶湖サポーターズ・ネットワーク」を平成31年2月に設立するなど琵琶湖保全再生を図るための協働のプラットフォームを充実させることができている。「マザーレイクフォーラム」の活動に賛同する事業者からの寄付金を活用して、琵琶湖や水源の森に配慮したギフトのプロデュースを通じて、琵琶湖の保全につながる経済活動を促す「マザーレイクにありがとう実行委員会(母の日・父の日・びわ湖の日プロジェクト)」など市民主導による活動も展開されるに至っている。』</u></p>
----	--	------	-------------------------------------	--